

## 羽島市高齢者計画に寄せられた意見

No.	意見 ( )内のページ数は変更後のページ数	市の考え方 ( )内のページ数は変更後のページ数
1	<p>■項目及びページ P52～ 第6章 施策の方向性 数値目標について</p> <p>■意見 以下の事柄を追加して計画書に反映させること。 ・各数値目標で第7期計画(2018～2020)の実績値を図に掲載すること。 (例題)認知症サポーター ↓実績値が掲載されていない 例題: 第7期高齢福祉計画 P57 2018～2020年見込値を掲載 第8期高齢福祉計画 P54 令和3～5年(2021～2023年)見込値を掲載</p> <p>■理由 基本的なことで見込みに対して実績値はどうだったのを掲載することは当然だと思います。実績値が掲載されなければ結果どうだったのか、ということと比較できませんので前計画年度の実績値を掲載してください。</p>	<p>第8期計画では、実績値を含め第7期計画を総括的に振り返り、計画に反映しているため、原案のとおりとします。</p>
2	<p>■項目及びページ P52～53 (1)在宅医療と介護の連携</p> <p>■意見 (計画書追加掲載) 以下の事柄を【主な取り組み】に反映させること。 ・医療、介護関係者による切れ目のない在宅医療・介護の提供体制を構築するため、羽島市在宅医療・介護連携推進協議会を開催します。 (質問) 2019年2020年の羽島市在宅医療・介護連携推進協議会の会議開催数を教えてください。</p> <p>■理由 羽島市在宅医療・介護連携推進協議会は設置されて会議を開催されています。実際やっている事業であるため計画書に掲載する必要があると判断しました。</p>	<p>P52の【主な取り組み】「在宅医療(歯科医療)・介護サービス関係者の連携の推進」で多職種が参加する会議の開催や研修会の充実を記載しているため、原案のとおりとします。会議の開催につきましては、2019年度は4回、2020年度は2回開催しています。</p>
3	<p>■項目及びページ P52 (1)在宅医療と介護の連携</p> <p>■意見 在宅医療・介護連携推進事業について質問です。 「在宅医療・介護サービス等の情報の共有支援」 ①地域連携クリティカルパスをどのように利用されているかご説明してください。 ②計画書では「ふれあい手帳」を情報共有ツール活用とありますが、手帳ではなく今後はICTを利用した情報共有は検討していますか？不要とご判断であれば理由をお答えください。</p> <p>■理由</p>	<p>①在宅医療・介護連携事業では、地域連携クリティカルパスは利用していません。</p> <p>②「ふれあい手帳」の利用者の中には、ICTに不慣れな方もいますので、使い易さを考慮して紙媒体での利用とします。</p>
4	<p>■項目及びページ P53～54 (2)認知症施策の推進</p> <p>■意見 以下の事柄を計画書に掲載すること。 ・チームオレンジの用語解説</p> <p>■理由 聞きなれない言葉でしたので用語解説していただきたいです。</p>	<p>P54【主な取り組み】「チームオレンジ等の構築&lt;新規&gt;」の下に、次のとおり用語解説を記載します。</p> <p>「チームオレンジは、認知症サポーター養成講座およびステップアップ講座を受講した者がチームを編成し、認知症の人やその家族の生活面での困りごとに対し、認知症の人もチームの一員として参加しながら、早期から継続して支援を行うものです。」</p>

## 羽島市高齢者計画に寄せられた意見

No.	意見 ( )内のページ数は変更後のページ数	市の考え方 ( )内のページ数は変更後のページ数
5	<p>■項目及びページ P53～54 (2)認知症施策の推進</p> <p>■意見 以下の事柄を【主な取り組み】に追加して計画書に反映させること。 ・認知症サポーター養成講座受講終了した者が復習を兼ねて学習する機会を設け、サポーター同士の発表・討議を含めたより実際の活動につなげる講座(ステップアップ講座)を推進します。</p> <p>■理由 認知症施策推進大綱に「ステップアップ講座」という単語があります。認知症サポーター養成講座受講だけで終わってはだめで、その後のフォーアップの取組は必要だと考えますし、市町村によっては同講座を実施しております。</p>	<p>P53【主な取り組み】 「認知症高齢者を支え合う地域づくりの推進」に次のとおり、追記します。</p> <p>「また、認知症サポーター養成講座の修了者を対象にフォローアップ講座を受講します。」</p>
6	<p>■項目及びページ P53～54 (2)認知症施策の推進</p> <p>■意見 (計画書への追加記載事項) 以下の事柄を【主な取り組み】に反映させること。 ・若年性認知症の人への支援として企業や障害者就労継続支援事務所等と連携して就労支援(社会参加支援)や各種支援サービスについて周知していきます。 (質問) 若年性認知症の方の社会参加支援のために障害者就労継続支援事務所等との連携は必要と考えますが、市政や高齢者施策検討委員会の委員の方々のご意見をお聞きたい。</p> <p>■理由 同計画書では高齢者の就労支援としてシルバー人材センター活用が記載されていますが、区別なく若年性認知症に対しても同様の就労支援策を明記すべきであるため。 認知症施策推進大綱P40&lt;若年性認知症の人への支援&gt;に掲載されています。地域共生社会の考え方で述べれば、分野を超えた連携は必要です。</p>	<p>P53【主な取り組み】「認知症高齢者支援体制の整備」で若年性認知症の人に対する社会的な理解を促し、支援することとされていますので、ご意見を含めて幅広く対応します。 若年性認知症の方からの相談があった場合には、健幸福祉部内で連携し、障害者就労継続支援事業所等への各種支援サービスに対応します。</p>
7	<p>■項目及びページ P53～54 (2)認知症施策の推進</p> <p>■意見 以下の事柄を【主な取り組み】に追加して計画書に反映させること。 ・認知症の方が行方不明になった際に、早期発見・保護ができるよう広域捜索時の連携及びICTを活用した捜索システムの普及を検討していきます。</p> <p>■理由 認知症推進大綱P39&lt;見守り・捜索に関する連携&gt;に記載されています。また大垣市では介護サービス事業所及びし職員の協力者が、スマートフォンの認知症行方不明者発見アプリケーションを利用し、捜索活動を行ったりしています。好事例として羽島市でも検討していくべきだと考えます。</p>	<p>認知症の方が行方不明になった際の、早期発見、保護のため、羽島市見守りSOS事業を実施しています。ご意見にある事業については、先進地の事例を参考に事業の効果について確認していきます。</p>

## 羽島市高齢者計画に寄せられた意見

No.	意見 ( )内のページ数は変更後のページ数	市の考え方 ( )内のページ数は変更後のページ数
8	<p>■項目及びページ P54 地域ケア会議の実施</p> <p>■意見 地域ケア会議の運用面から2点ご指摘をします。 ①複数の個別事例から地域課題を明らかにし、解決のための政策を市へ提言してほしい。 ②会議録や検討事項を構成員全員が共有するための仕組みを講じてほしい、</p> <p>■理由 地域包括支援センター評価(平成30年4月～平成31年3月)において「実施していない」という回答であり、特に5つの機能のうち「政策形成機能」を実施してほしいため。</p>	令和2年度に地域ケア個別会議と自立支援型地域ケア会議を実施し、市への政策提言に努めています。また、会議録等を作成後に、構成員全員に送付し共有するよう努めます。
9	<p>■項目及びページ P56～57 高齢者の生きがいづくり支援</p> <p>■意見 p57 老人クラブ単位数と老人クラブ会員数ですが、羽島市HPでは以下の状況です。 クラブ数 平成25年 115 → 平成29年度 106 会員数 平成25年 8882 → 平成29年度 6801 P57計画書の数値目標ですと令和3年度→令和7年度までは微増になっています。 つまり計画書の数値と現実の数値に乖離があるのは明らかです。行政の計画書で達成が難しい数値目標を設定するのはふさわしくないと考えます。 これらを踏まえ提案と質問をします。 (提案)老人クラブ単位数と老人クラブ会員数は現実的な数値設定をすること。 (質問)提案の意見の結果、原案のままで行くと決めたのであれば、なぜ微増設定の数値目標を設定したのか？また老人クラブ単位数や会員数が減少しないための取り組み活動を行政としてお示しください。</p>	<p>数値は、令和2年度の実績値を基に本計画で見込んだ高齢者の人口推移と、羽島市老人クラブ連合会による健康増進等の活動の継続的な実施により、微増としています。</p> <p>羽島市老人クラブ補助金により羽島市老人クラブ連合会及び各単位クラブの活動を支援することで会員数の増加を支援します。</p>
10	<p>■項目及びページ P56～57 高齢者の生きがいづくり支援</p> <p>■意見 「提案」と「質問」について述べます。 (提案)以下の数値目標をP57の指標に追加して計画書に反映させること。 ・シルバー人材センター就業延べ人数(人)就業率(%) (質問)新型コロナウイルスにおける羽島市シルバー人材センターの仕事の受注状況の影響について現状を教えてください。</p> <p>■理由 シルバー人材センターですが、HPメインメニューでは「お仕事を頼みたい方」「お仕事をしたい方」と表示されています。つまり役割としてはマッチング機能でしょう。よって指標にある「登録者数」では登録すれば即仕事を得られるわけではないと思います。この時期は新型コロナウイルスで仕事需要の機会が激減しており、シルバー人材センターも影響を受けているのではないかと心配しています。</p>	<p>就業率は社会情勢に伴う仕事の需要によって変動するものです。また、全国シルバー人材センター事業協会では、会員100万人達成計画により会員の増強を図っていることから登録者数を指標とします。</p> <p>新型コロナウイルスが仕事の受注に与える影響は、令和2年度の事業報告書により確認します。</p>

## 羽島市高齢者計画に寄せられた意見

No.	意見 ( )内のページ数は変更後のページ数	市の考え方 ( )内のページ数は変更後のページ数
11	<p>■項目及びページ 該当ページ不明</p> <p>■意見 第7期計画書P79に「買い物弱者に対する支援」の記載があり、文面では「ニーズ把握や今後の取り組みの検討していきます」との記載がある。この3年間で買い物弱者に対する支援やニーズ把握は聞いたことがありませんし、次期計画書(案)にも示されておりません。よってご質問します。 ①買い物弱者のニーズ把握をした結果どのような傾向だったのか。 ②ニーズ調査をした結果、今後の取り組みはどうするのか。ご説明してください。</p> <p>■理由</p>	<p>①「買い物弱者」を定義した調査は行っていませんが、平成29年3月と令和2年3月の羽島市高齢者等実態調査で、自己による食品・日用品の買い物の状況や在宅生活を続けていくために必要な支援について調査しています。</p> <p>②訪問介護の充実を図るとともに、軽度生活援助事業による日常生活の援助を行います。</p>
12	<p>■項目及びページ 該当ページ不明</p> <p>■意見 以下の事柄を追加して計画書に反映させること。 ・共生サービスの普及 高齢者や障がい者が、サービスを利用できるよう、市民への周知や事業者に対する情報提供を行い、共生型サービスの普及を図ります。</p> <p>■理由 令和2年7月27日開催社会保障審議会介護保険部会(第91回)の資料で地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律について(報告)の中で包括的な支援体制の構築の支援で属性や世代を伴わない相談とあります。また基本指針の構成として市町村地域福祉計画との調和で重層的支援体制整備事業を含めた全体のサービスの見込み量の策定とあります。 現実問題として共生型サービスのことを市民・事業者へ周知していくことは制度であるため必要と感じます。</p>	<p>P61基本方針3「介護保険サービスの充実・継続」に記載する各種サービスの充実として、共生型サービスの普及を図ることから、原案どおりとします。</p>
13	<p>■項目及びページ P72 (4)相談体制・情報提供体制の充実</p> <p>■意見 提案と質問です。 (提案) 以下の文面を追加して計画書に反映させること。 ・福祉の総合的な相談窓口の設置を進め、福祉の分野を問わず、<u>貧困、ひきこもりなどの生活上の困難を抱える諸問題</u>に対し、多職種による事例検討、地域ケア会議の活用により、複合的な課題に対応できる体制を構築します。 既存の取り組みでは対応できない狭間のニーズに対応するよう事例検討や会議の場を設置する予定はありますか。</p> <p>■理由 高齢者でも貧困や独身の子ども(8050問題)など家庭の事情で“介護以外”の生活上の困難を抱える方々はたくさんみえます。地域共生社会とは既存の取り組みでは対応できない狭間のニーズにも対応していく必要があります。相談窓口を設置することは歓迎しますが、介護分野のように事例検討や会議設置の場は必要だと思います。今回は岐阜市を事例に提出しますが、地域ケア会議を会議の場としている地域は他にもあります。</p>	<p>P54【主な取り組み】「地域ケア会議の開催」及びP72【主な取り組み】「相談支援体制」に記載の通り、関係機関との連絡調整を地域ケア会議も含めて実施していく中で、今後検討していくため、原案のとおりとします。</p> <p>市の相談窓口や地域包括支援センターに寄せられた相談内容を共有し、地域ケア会議等の場で事例を検討し政策に反映できる体制の構築を図ります。</p>

## 羽島市高齢者計画に寄せられた意見

No.	意見 ( )内のページ数は変更後のページ数	市の考え方 ( )内のページ数は変更後のページ数
14	<p>■項目及びページ P70 (1)高齢者の住まいの安定的な確保</p> <p>■意見 以下の事柄を【主な取り組み】に追加して計画書に反映させること。 ・住宅確保給付金 離職や自営業の廃業により経済的に困窮し、住居を失ったまたは恐れがある方に対し住居を確保し、就労に向けた活動ができるよう支援します。</p> <p>■理由 新型コロナウイルスで脚光を浴びていますが、これも住居確保策の一つだと思います。貧困に悩む世帯は高齢者もいるはずで、今後は地域共生社会の名の元、地域住民が抱えている複雑化・複合化に対応していかなければなりません。高齢者計画は主に高齢者を対象とした「介護と医療」がメインとなっておりますが、高齢者の貧困対策も同計画書に明記していくべきと考えご意見として述べました。</p>	<p>高齢者の離職による経済的困窮により住居の確保ができない事例は少ない状況です。住居確保給付金は、高齢者も対象ですが、既に制度化しているため、原案のとおりとします。</p>
15	<p>■項目及びページ P65 (4)介護保険の適正利用と公正な運営 介護人材の確保</p> <p>■意見 「介護人材の確保」について(提案)と(施策実行)(提案) 以下の下線部分を追加して計画書に反映させること。 <u>地域包括ケアシステムを支えるため、介護職員確保のための補助金創設、ボランティアや～</u> ※補助金例題：介護職員初任者研修の受講支援等(施策実行) 新型コロナウイルスの影響を含む市内の介護事業所の介護人材不足について行政として実態調査をしてほしい。</p> <p>■理由 介護という仕事は普段からイメージが悪く常に人材不足になっていますが、新型コロナウイルスでさらに介護職を離職している傾向です。同じような傾向が医療関係者もありますが、事業所としては人材がいなくなれば閉鎖・中止を余儀なくされます、そうなれば事業所を利用する方々が不利益を被ることになります。ただ市内でどのような状況下を把握するために調査をする必要があると考えましたので意見として提出します。どうかご再考願いたいです。</p>	<p>介護関連の事業所を含め、市内企業への支援として、産業振興部局で資格取得の補助制度を設けています。</p> <p>国等の調査や関係者会議、実地指導等により、市内事業所の人員確保の状況について、調査及び確認を行います。</p>
16	<p>■項目及びページ P72 高齢者の権利擁護</p> <p>■意見 ①地域包括支援センターでは若年性認知症に対する成年後見制度の利用支援はおこなっていないのですか？実施していなければこの窓口でご相談すればよいのかのべてください。 ②成年後見制度利用支援計画策定でも議論されるでしょうが、地域共生社会なので福祉ごとの分野にとらわれずに実施する必要があります。地域包括支援センターだから高齢者しかやらないのではなく、判断能力が不十分な知的・精神障害者の方の権利擁護も範囲に加えて業務を行うべきだと思いますが、行政のお考えをお聞かせください。</p>	<p>① 羽島市地域包括支援センターが窓口となり、利用支援を行っています。 ② P72【主な取り組み】「中核機関の設置」&lt;新規&gt;により実施します。中核機関は、高齢者に限らず、判断能力が不十分な人の生命、身体、財産等の権利擁護の相談に応じ、成年後見制度の利用を促進するものです。</p>

## 羽島市高齢者計画に寄せられた意見

No.	意見 ( )内のページ数は変更後のページ数	市の考え方 ( )内のページ数は変更後のページ数
17	<p>■項目及びページ P75 介護保険サービス見込量</p> <p>■意見 (意見) 介護保険料基準額(月額)は現状維持(5,800円)に据え置きし、値上げは反対です。 (質問) 令和2年12月の全員協議会で令和3年度予算編成方針では留意事項として「補助金及び交付金の適正化」が示されたが、介護保険特別会計における「補助金及び交付金の適正化」どのようにするか具体的に説明してほしい。 令和2年9月決算発表額(～補助金及び交付金) 例題 介護給付費 4,639,296,824円 福祉用具・住宅改修費 18,728,195円</p> <p>■理由 ①第7期では介護保険料基準額(月額)を5,800円に設定したが、令和2年9月決算で羽島市介護保険給付準備金が過去2年間で約2.4億円積み立てられ、累計3億2千万円となっている。つまり設定している介護保険料基準額(月額)の見込み設定の目測がはずれて、余分に市民から多額に介護保険料を徴収していることになっている。 ②介護保険基準額(月額)を見直すのであれば、同時に介護保険に関わる委託費の見直し(値下げ)をするべきである。つまり市民にばかり負担を押し付けない。 令和2年9月決算額(例題) 包括支援事業費 委託料 52,983,864円 任意事業 委託料 14,707,665円</p>	<p>今後の要介護・要支援認定者数の増加等により、3年間の介護保険給付等に必要な費用の増加が見込まれるため、介護保険料基準額(月額)は約6,000円と見込んでいます。(市の準備基金の取り崩し額を含む)</p> <p>補助金は、羽島市補助金交付規則に従い、事業の目的、効果及び補助対象経費等を確認し、適切に交付します。委託費は、毎年、目的に応じた業務の見直しを行い、適切な委託費を積算します。</p>
18	<p>■項目及びページ P77 (2)計画のPDCAサイクルの推進</p> <p>■意見 以下の下線部分を追加して計画書に反映させること。 各施設について点検や評価を行い、その結果を市民や関係者へ周知するとともに～</p> <p>■理由 介護保険料を市民から徴収して予算を組んで施策として事項しています。その結果どうなったかを徴収元(市民)に公表するのは開かれた行政を目指されているのであれば当然だと思います。なぜ関係者だけに周知するのか理解ができません。行政の多くの計画案は市民に公表する(公表の仕方は市HPで)方向になっております。高齢者福祉計画は周知できないのであれば、他の計画書と性質上何が違うのか、その理由をお答えください。</p>	<p>ご意見のとおり、追記いたします。</p>
19	<p>■項目及びページ P68～69 生活支援サービスの充実・強化</p> <p>■意見 羽島市老人福祉センター羽島温泉延べ利用人数ですが、第7期計画ですと2018～2020年度は186000人ですが、第8期計画は118977人～120353人となっております。両計画では約60000人以上の差が出ております。行政としては施設維持管理するためには利用者を増やして利用料収入を増やすべき対策を講じなければならないのに、利用人数を大幅に万単位の過少利用者数に設定したことは理解ができません。よって質問します。 ①利用者数の利用設定人数の根拠をせつめいしてください。 ②利用者数を増やすための対策説明をしてください。 ③羽島市公共施設等総合管理計画に基づき個別計画で羽島温泉中長期修繕計画を策定しましたが、今後の施設利用では「継続利用・統合・建て替え・廃止等を検討」とありますが、大幅な利用者減の設定の状況で今後の施設方針を修繕面も含めてお答えください。</p>	<p>① 利用者数は、令和2年度の実績値を基に本計画で見込んだ高齢者の人口推移から設定しています。 ② 老人福祉センター羽島温泉は、市内高齢者の健康増進を目的としています。利用者数の増加を図るため、令和元年度から100円で利用できる人の年齢を市内に住所を有する65歳以上の人へ引き下げました。 ③ 羽島市老人福祉センター羽島温泉中長期修繕計画で見込んだ修繕費等を基に、市民の意見を取り入れながら継続利用、総合、建替え、廃止等を検討していきます。</p>

## 羽島市高齢者計画に寄せられた意見

No.	意見 ( )内のページ数は変更後のページ数	市の考え方 ( )内のページ数は変更後のページ数
20	<p>■項目及びページ P75 介護保険サービス見込み量に～</p> <p>■意見 介護保険料の所得段階を現在の9段階から10段階以上に増やして高所得層の負担を強化していくべきである。 介護保険料基準額(月額)を引き上げる前に高所得者からもっと徴収するべきである。</p> <p>■理由 令和2年度現在で羽島市と八尾市の介護保険料所得段階別を例題にいたします。</p> <p>羽島市 最高第9段階 基準額1.75 保険料 121,800円 B市 最高第14段階 基準額2.25 保険料 164,500円</p> <p>羽島市は第9段階で前年合計所得金額が400万円以上 八尾市は第14段階で前年合計所得金額が1,000万円以上 明らかに羽島市の方が高所得への負担が少ないことがわかります。 令和2年12月議会の全員協議会で財政安定化策を示し、留意事項で「社会保障関係費の適正要求」をするのであれば、介護保険料では高所得者からもっと徴収してください。</p>	<p>国の標準段階(9段階)を基準に、所得段階を設定しており、原案のとおりとします。</p>
21	<p>■項目及びページ P75 介護保険サービス見込量</p> <p>■意見 以下の事柄を追加して計画書に反映させること。 第7期羽島市高齢者福祉計画P83～94のように第八期同計画についても①サービス対象者数の推計②サービス別利用者数・給付費等の見込み③第1号被保険者の保険料の推計の④介護保険給付にかかる費用の財源構成</p> <p>■理由 同計画書(案)の段階で介護保険料基準額(月額)の値上げをする予定であれば、現行計画書のように詳細に設定見込みを計画書に反映するべきである。</p>	<p>ご意見のとおり第8期計画に記載いたします。</p>
22	<p>■項目及びページ P65 (4)介護保険制度の適正利用と公正な運営 認定調査・認定審査会について</p> <p>■意見 計画案には、「要介護認定申請に基づき介護認定調査員が訪問、調査を行います。認定審査会では、介護度等について、公平・公正に審査、判定していきます。」とありますが、介護認定調査員による訪問・調査や介護認定審査会による介護度の判定によらない認定のあり方についても研究・検討を進め、実現していただけたらと思います。 例えば、ICF指標を活用して地域の民生委員や通いの場の地域スタッフが状態をチェックできる仕組みを構築したり、医療と介護の連携を進める中で、医療機関の持つデータを共有して介護度の認定を行ったりと、状態のチェックをこまめに把握することができ、速やかな認定を実現します。 介護認定のあり方について、研究・検討を進める旨を計画に追加していただけたらと思います。</p> <p>■理由 介護認定の迅速化と認定審査会のスリム化を図るため</p>	<p>要介護認定調査は、介護保険法によりその方法が規定されています。また、介護認定審査会は、厚生労働省の介護認定審査会運営要綱にて、審査会の運営方法や開催手順等が規定されています。ご意見については、現行制度の範囲で介護認定の迅速化と認定審査のスリム化に努めます。</p>

## 羽島市高齢者計画に寄せられた意見

No.	意見 ( )内のページ数は変更後のページ数	市の考え方 ( )内のページ数は変更後のページ数
23	<p>■項目及びページ P78 3介護給付の適正化(介護給付適正化計画) (1)要介護・要支援認定の適正化 (2)ケアプランの点検</p> <p>■意見 要介護・要支援認定調査の実施やケアプランの点検にあたっては、「何ができないか」を見るのではなく、「何がどれだけできるか」を見つけ出して評価する考え方に切り替えていただき、保護型介護から自立支援型介護(能力サポート型介護)への転換を図っていただきたい。</p> <p>■理由 「何をどれだけできるか」を評価することは、自立を促し、できる状態を持続できるようになる。「何ができないか」を見る現在の評価のあり方は、少しのサポートを受ければできるようになることにも万全のサービスが与えられかねない。 自立した生活を促すためにも「何がどれだけできるか」に重点をおいた評価を実施していただきたい。</p>	<p>認定調査は、設定された基本調査項目の「能力」「介助の方法」「障害や現象(行動)の有無」をもとに評価します。ケアプランは、本人、ご家族と相談し、本人の尊厳に基づく自立支援の内容であることに留意して作成するとともに、ケアプラン点検でも、同じ視点で点検をしています。</p>